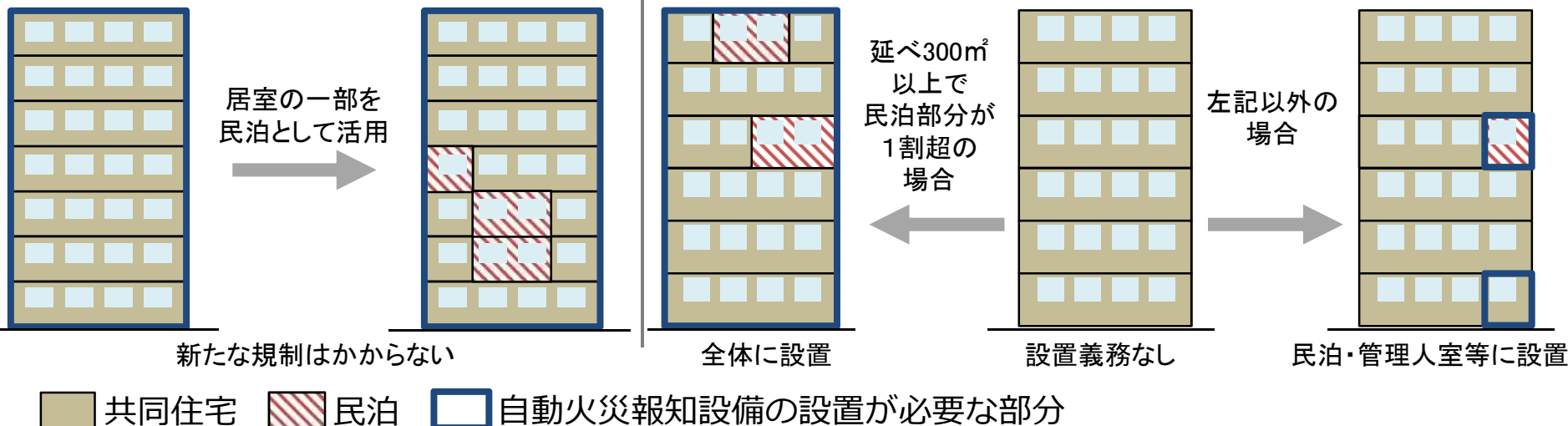


共同住宅の一部を民泊として活用する場合の自動火災報知設備の取扱い

① 延べ面積が500㎡以上の場合、民泊の有無によらず建物全体に自動火災報知設備が必要なため、新たな規制はかからない。

② 延べ面積が500㎡未満の場合、延べ面積が300㎡以上で民泊部分が1割を超えると、建物全体に自動火災報知設備の設置が必要。ただし、それ以外の場合、民泊部分・管理人室等に設置すれば足りる。



延べ面積500㎡未満の共同住宅の一部を民泊として活用する場合に想定される火災危険性

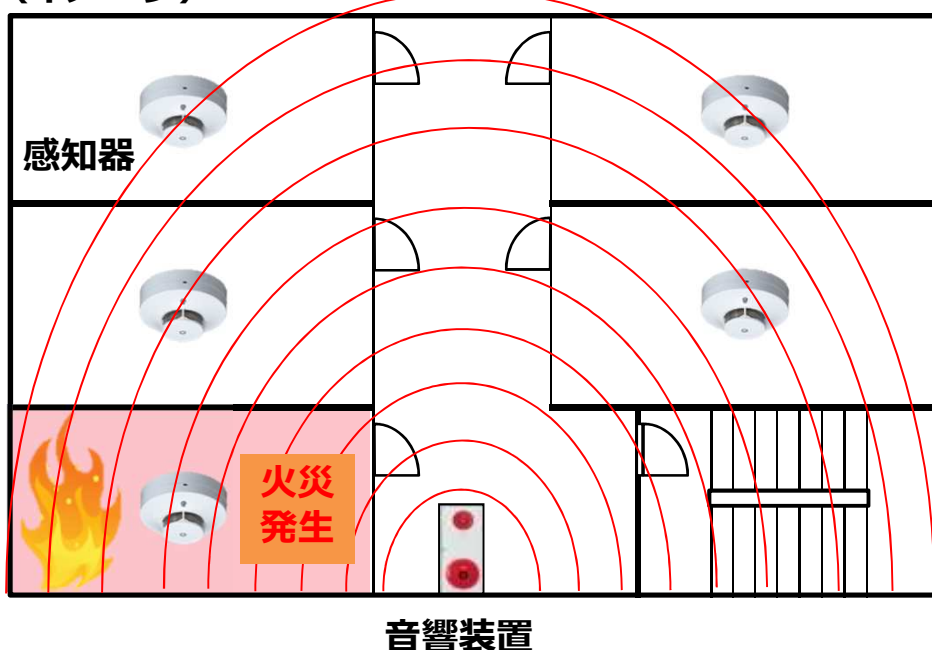
- 1 不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のリスク
- 2 消火設備の設置場所や使用方法を把握できていないこと等による初期消火失敗のリスク
- 3 宿泊者が119番通報を行わず、消防機関への通報が遅れてしまうリスク
- 4 施設に不案内なことにより宿泊者の避難が遅れてしまうリスク
- 5 火災時の熱や煙を遮る防火区画が未形成であることや耐火性能が劣ること等のリスク

【参考】

● 自動火災報知設備

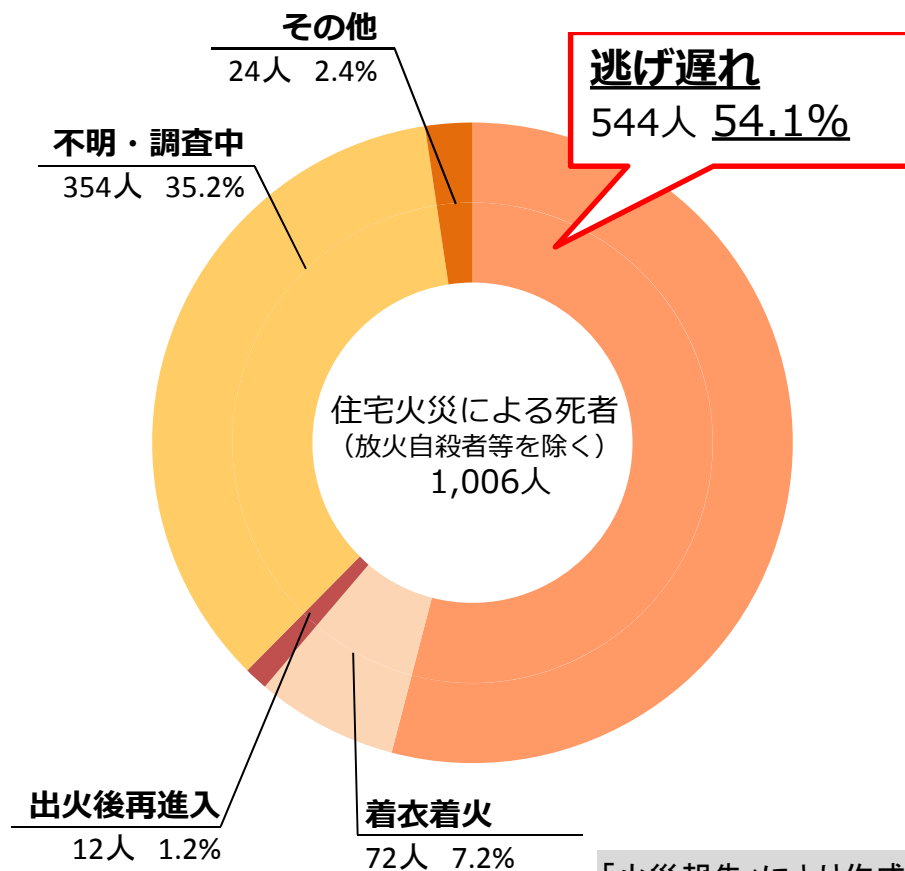
- 火災時に火災を感知した感知器の信号を受けて、**建物内の在館者が火災の発生を覚知できるよう、警報音を鳴動させる設備**

(イメージ)



● 住宅火災による死者の発生原因

- 住宅火災による**死者（放火自殺者等を除く）の半数以上が「逃げ遅れ」によるもの**



「火災報告」により作成
(平成26年中)